

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【公表番号】特表2019-500592(P2019-500592A)

【公表日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2018-525340(P2018-525340)

【国際特許分類】

G 01 N 1/42 (2006.01)

B 65 D 39/08 (2006.01)

G 01 N 1/00 (2006.01)

【F I】

G 01 N 1/42

B 65 D 39/08

G 01 N 1/00 101H

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月18日(2019.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バイアルアセンブリであって、

空洞、縁部を含む開放端部、及び閉鎖端部を有する管状本体であって、前記開放端部に近接する内面にネジ山を有する管状本体と、

前記管状本体の前記開放端部に結合されるように構成されたキャップであって、

前記開放端部の前記縁部に当接するように構成された第1の部分、

前記管状本体の前記内面の前記ネジ山の少なくとも一部に結合されるように構成されたネジ切り部分、及び

前記ネジ切り部分から突出して、前記管状本体の前記空洞内に延びる第2の部分を有するキャップと、

を備えたことを特徴とするアセンブリ。

【請求項2】

前記キャップが、回転によって、前記キャップの前記ネジ切り部分を前記管状本体の前記内面の前記ネジ山に係合させ、前記管状本体の前記開放端部に結合されるように構成されていることを特徴とする、請求項1記載のバイアルアセンブリ。

【請求項3】

前記管状本体が、ネジ山を備えた内面を有する第1の部分、及びネジ山を備えていない内面を有する第2の部分を含むことを特徴とする、請求項1又は2記載のバイアルアセンブリ。

【請求項4】

前記管状本体の前記第1の部分の直径が、前記管状本体の前記第2の部分の直径より大きいことを特徴とする、請求項3項記載のバイアルアセンブリ。

【請求項5】

前記ネジ山を有する前記管状本体の前記内面が、前記管状本体の前記開放端部から前記閉鎖端部に延びていることを特徴とする、請求項1～4いずれか1項記載のバイアルアセ

ンブリ。

【請求項 6】

前記第1の部分が、前記開放端部の前記縁部の上方に延びる高さを有する上側部分を含み、前記上側部分がテクスチャ表面を有することを特徴とする、請求項1～5いずれか1項記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 7】

前記第1の部分が、前記管状本体の前記開放端部を封止するように構成されていることを特徴とする、請求項1～6いずれか1項記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 8】

前記第1の部分と前記管状本体の前記縁部との間に、封止部材を更に備えたことを特徴とする、請求項1～7いずれか1項記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 9】

前記キャップの前記ネジ切り部分が、ネジ切り外面を備えた中空円筒を有することを特徴とする、請求項1～8いずれか1項記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 10】

前記第2の部分が、実質的に平坦な要素であって、厚さより大きい長さ又は幅から選択される少なくとも1つの寸法を有する要素を備えたことを特徴とする、請求項1～9いずれか1項記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 11】

前記第2の部分が、該部分の厚さにわたって延びる、少なくとも1つのアーチャを有することを特徴とする、請求項10記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 12】

前記管状本体が、管壁を有し、前記閉鎖端部に近接する前記管壁の少なくとも第1の部分が、前記開放端部に近接する前記管壁の第2の部分の厚さより薄い厚さを有することを特徴とする、請求項1～11いずれか1項記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 13】

前記管状本体の前記閉鎖端部に近接する少なくとも2つのフランジを更に備え、該フランジが、内側にヒンジ回転して、前記管状本体の前記閉鎖端部に力を加えるように構成されていることを特徴とする、請求項12記載のバイアルアセンブリ。

【請求項 14】

前記フランジが、前記管状本体の前記閉鎖端部に上方向の力を加えるように構成された、少なくとも1つのガセットを更に有することを特徴とする、請求項13記載のバイアルアセンブリ。